

野生鳥獣肉の放射性物質検査 について

千葉県農林水産部農地・農村振興課

令和7年12月

野生鳥獣による農作物被害状況（R2～R6）（一部抜粋）

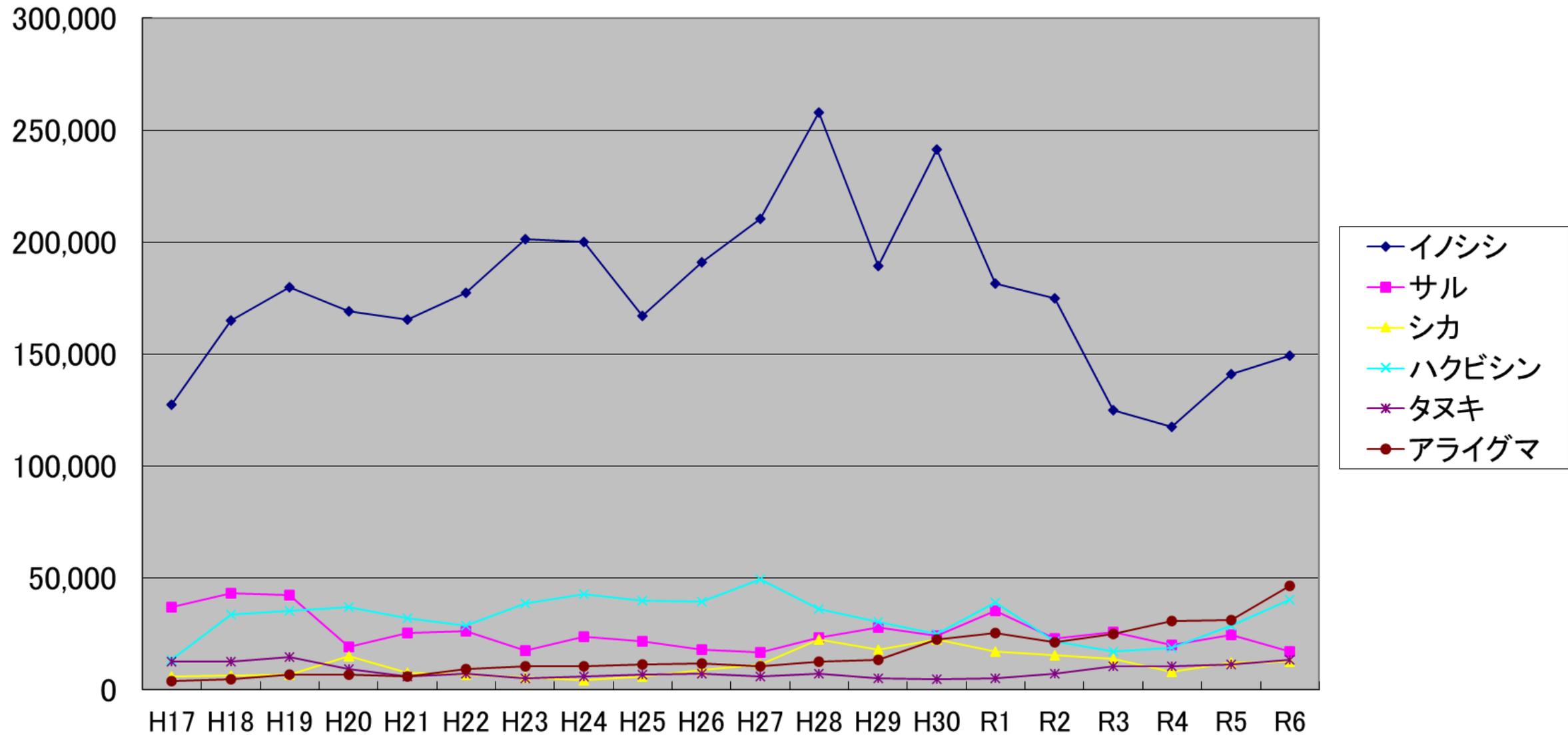
農地・農村振興課調べ

主な 加害鳥獣名	被害金額（千円）					被害面積（ha）				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	174,939	124,694	117,338	140,922	149,120	152.9	131.0	116.6	137.2	116.5
サル	23,061	25,672	20,095	24,657	17,020	19.7	16.4	20.7	23.0	9.9
シカ	15,472	13,688	7,976	12,048	12,606	14.6	12.9	10.3	16.8	11.0
ハクビシン	21,804	17,237	18,796	28,508	40,350	18.4	18.1	15.8	16.4	12.0
タヌキ	7,251	10,377	10,348	11,208	13,358	7.5	13.4	10.3	11.3	7.4
アライグマ	21,393	25,035	30,578	31,036	46,529	14.1	22.8	21.9	22.5	20.9
獣類計	267,634	224,897	212,727	261,483	289,414	231.7	222.3	200.9	236.7	184.3
カラス	43,047	38,512	31,216	33,720	36,884	31.0	38.6	28.2	24.3	20.4
ヒヨドリ	3,399	11,804	3,081	9,782	9,762	1.9	1.8	1.5	2.6	1.8
鳥類計	91,731	75,205	56,864	68,939	72,882	65.9	70.0	55.2	44.5	36.4
合計	359,365	300,102	269,591	330,422	362,296	297.6	292.3	256.1	281.1	220.8

※令和6年度の値については、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」の改正等により令和5年度以前までの値との単純比較はできないことに留意してください。

獣類による農作物被害金額の推移

被害金額（千円）



※令和6年度の値については、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」の改正等により令和5年度以前までの値との単純比較はできないことに留意してください。

捕獲個体の食肉利用

1 自家消費

「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に基づき、衛生的な処理加工に努めましょう

2 食肉販売

(1) 食品衛生法の営業許可（食肉処理業や食肉販売業）が必要

→最寄りの保健所に相談

(2) 県内で捕獲されたイノシシは、国から出荷制限の指示

→「出荷・検査方針」に基づき放射性物質の全頭検査（勝浦市、大多喜町、茂原市、長柄町、長南町で捕獲されたイノシシを除く）を行い、基準値以下の肉のみ出荷可能

※出荷制限を解除された地域で捕獲されたイノシシについては、「出荷制限解除後の出荷・検査管理方針」に基づき検査等を行う

用語の説明

放射性セシウム

放射線を出す能力(放射能)を持つ放射性物質の一つ。

体内に入ると、将来、がんになる心配があり、食べ物などを通じて取り込まないように気をつける必要がある。

半減期

放射性物質の量が半分になるまでの期間。

放射能は、時間が経つにつれて弱まる。

放射性セシウム 134 2.065年

放射性セシウム 137 30.167年

経緯

平成23年	9月	厚生労働省からモニタリング検査強化の依頼
	10月	県主体で野生のイノシシ肉の放射性物質検査を実施し、10検体すべてが基準値以下
平成24年	3月	農林水産省から、処理加工施設で加工される野生鳥獣の肉の適切な検査実施の指示
	6月～10月	モニタリング検査、狩猟期前の放射性物質検査を実施。 2頭が100 ^ベ クレル/kgを超過
	11月	国から出荷制限の指示
平成25年	1月	出荷・検査方針の策定（勝浦市、大多喜町、君津市内の施設が対象） ⇒ 国から出荷制限一部解除の指示、全頭検査を開始
平成30年	2月	出荷・検査方針の見直し（捕獲現場での市町職員の立会い廃止）
令和2年	9月	出荷・検査方針の見直し（処理加工施設職員による 施設への搬入が可能となる変更）
令和5年	12月	出荷・検査方針の見直し（オンラインによる市町職員の立会いが可能となる変更）
令和6年	7月	出荷制限解除後の出荷・検査管理方針の策定 ⇒ 国から出荷制限の部分解除（勝浦市、大多喜町）
令和7年	9月	出荷・検査方針の見直し（立ち会う市町職員の範囲を拡大）
令和7年	10月	国から出荷制限の部分解除（茂原市、長柄町、長南町）

※上記の他、処理加工施設を追加・削除する度に出荷・検査方針を見直している

一部解除された野生獣肉処理加工施設（15施設）

施設名	所在地	経営	開設	R61/シ 検査頭数
大多喜町都市農村交流施設	大多喜町	公設 民営	H18.6	31
ジビエ勝浦	勝浦市	民営	H20.6	19
清澄山系ジビエ	鴨川市	民営	H23.9	-
Mineoka Gibier	鴨川市	民営	R4.3	122
森旧解体処理場 ※廃業	君津市	民営	H24.3	-
君津市獣肉処理加工施設	君津市	公設 民営	H24.10	474
(株)猟協流通 君津工場	君津市	民営	H28.9	251
オーガニックブリッジ	木更津市	民営	H31.4	503
ジビエ工房茂原	茂原市	民営	R2.7	405
ちばジビエの森	いすみ市	民営	R3.7	17
ジビエ堂	館山市	民営	R3.7	19
館山市ジビエ加工処理施設	館山市	公設 民営	R3.12	450
館山 ヴィルトファクトリー	館山市	民営	R4.3	62
LA SELVAGGINA KAMOGAWA	鴨川市	民営	R5.12	20
G.B.A.	富津市	民営	R5.12	76
房野ジビエ Ichinomiya factory	一宮町	民営	R6.11	8
合計				2,457

千葉県のエノシシに関する「出荷・検査方針」

- (1) 処理加工施設は捕獲者台帳を作成し、記載された捕獲者のみからエノシシを受け入れる。 処理加工施設は受け入れ時、市町職員の立会いの下、搬入・処理管理台帳を作成する。
- (2) 全頭検査を行い、放射性セシウムが基準値（一般食品 100 μ クレル/kg）以下のものに限り出荷できる。
- (3) 検査は、市町と県で役割分担し、全頭のスクリーニング検査は市町で行い、50 μ クレル/kgを超えた場合は県で精密検査を行う。
- (4) 出荷するエノシシ肉に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。
- (5) 基準値を超えたエノシシ個体は、処理加工施設が設置されている市町の職員が廃棄を確認する。
- (6) 検査結果などの情報を提供する。

※ 出荷制限を解除された地域で捕獲されたエノシシ個体の肉については、「出荷制限解除後の出荷・検査管理方針」に基づき検査等を行う

千葉県におけるイノシシ肉検査体制

処理加工施設が**捕獲者台帳**を整備し
受け入れる捕獲者を定める

捕獲者台帳に記載された
捕獲者がイノシシを捕獲し
施設へ運搬



施設への捕獲個体の受入

**市町職員が
確認**

一部解除された野生獣肉処理加工施設（15施設）

検体の切り出し

市町による全頭検査【スクリーニング検査】

50Bq/kg
以下

50Bq/kg
超

県による【精密検査】

100Bq/kg
以下

100Bq/kg
超

出 荷

廃 棄

「出荷制限解除後の出荷・検査管理方針」

- (1) 処理加工施設は、識別のための個体番号を付すとともに搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを市町村に提出する
- (2) 当該個体を受け入れる処理加工施設の所在する市町は、定期的な検査を実施する
- (3) 出荷するイノシシ肉に、個体番号及び捕獲地（市町村名）の表示をする。
- (4) 基準値を超えた場合、当該個体は処理加工施設が設置されている市町の職員が廃棄を確認する。また、当該個体の捕獲地点から半径10 km圏内で捕獲されたイノシシについては、全頭を検査し、基準値を下回ることを確認した個体のみを出荷する。

出荷制限解除後の検査体制



出荷制限を解除された地域で
イノシシ個体捕獲・運搬

施設への捕獲個体の受入

市町に搬入・処理
管理台帳を提出

一部解除された野生獣肉処理加工施設

検体の切り出し

市町による定期的な検査【スクリーニング検査】

50Bq/kg
超

県による【精密検査】

100Bq/kg
以下

捕獲地から10km
圏内は全頭検査

100Bq/kg
超

検査無しで
出荷が可能

出 荷

廃 棄

○ 出荷制限一部解除後の検査状況 (H24~R6まで)

	スクリーニング 検査数	同左 100ベクレル/kg以上 (測定値)
大多喜町都市農村交流施設	1,358	—
ジビエ勝浦	397	—
清澄山系ジビエ	83	—
Mineoka Gibier	352	—
森旧解体処理場	341	1 (130)
君津市獣肉処理加工施設	2,394	3 (260,130,150)
(株)猟協流通君津工場	1,311	—
オーガニックブリッジ	3,070	—
ジビエ工房茂原	2,131	—
ちばジビエの森	50	—
ジビエ堂	90	—
館山市ジビエ加工処理施設	1,385	—
館山 ヴィルトファクトリー	114	—
LA SELVAGGINA KAMOGAWA	20	—
G.B.A.	94	—
房野ジビエ Ichinomiya factory	8	—
計	13,198	4※

※ 4頭は基準値の100ベクレル/kgを超えたため、廃棄処分とした。(内訳) H25年2頭、H26年2頭

原子力災害対策特別指置法に基づく出荷制限の対象食品
(野生鳥獣部分の一部抜粋 令和7年10月14日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	【一部地域】クマの肉 【全域】 <u>イノシシの肉</u> 、シカの肉注1
岩手県	【全域】シカの肉注1、クマの肉
宮城県	【全域】 <u>イノシシの肉</u> 注1、クマの肉、シカの肉注1
山形県	【全域】クマの肉注1
茨城県	【全域】 <u>イノシシの肉</u> 注1
栃木県	【全域】 <u>イノシシの肉</u> 注1、シカの肉
群馬県	【全域】 <u>イノシシの肉</u> 、クマの肉、シカの肉注1
千葉県	【全域】 <u>イノシシの肉</u> 注1(勝浦市、大多喜町、茂原市、長柄町、長南町で捕獲されたイノシシは解除)
新潟県	【一部地域】クマの肉注1
長野県	【一部地域】シカの肉注1

注1) 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

近県のイノシシ肉検査の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

県名	検体数	100ベクレル/kg 超検体数	最大値 ベクレル
宮城県	155	22	240
福島県	254	74	14,000
群馬県	14	1	110
茨城県	33	0	78